

ネーミングライツパートナー募集要項（提案型）

滋賀県（以下、「県」という。）では、対象施設等について民間ならではの提案を行う提案型ネーミングライツパートナーを次のとおり募集します。

なお、県が選定・提示した施設のネーミングライツパートナーを募集する場合（以下、「施設特定型等」という。）については、別途、募集要項を定めます。

1. 目的

県は、県有施設等へ「愛称」を付与する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を売却し、その対価を活用して、施設等の安定的な運営、県民サービスの充実・向上を図り、施設等に付与する権利者（以下「ネーミングライツパートナー」という。）の社会貢献や認知度向上、事業活動の促進等につなげ、協働型の行政運営と地域の活性化をめざします。

2. 募集する提案内容

(1) 対象施設等

県が所有する施設（施設全体だけでなく、施設の一部を対象とするものも含む。）、備品類、県が実施する事業、イベント等（以下、「施設等」という。）を対象とします。

ただし、以下の施設等を除きます。

- ・庁舎、学校、警察施設、病院、福祉施設
- ・ネーミングライツ導入済または施設特定型でネーミングライツパートナーを募集中の施設等
- ・施設等名称の設定に経緯のある施設等、その他企業名や商品名等を冠した愛称を付すことで支障を来すおそれのある施設等

(2) ネーミングライツ料

原則、年額単位でのご提案をお願いします。（消費税および地方消費税を含みます。）

契約時期が年度途中からになる場合、初年度のネーミングライツ料は、月割りにより按分計算します。

(3) 契約期間

協議のうえ決定します。

※契約更新に際しては、原則、優先交渉権（契約期間満了後、ネーミングライツパートナーが継続して契約する意向がある場合、他者に優先して県と交渉できる権利）があります。

(4) 愛称

- ① 県民に親しまれ、かつ、施設もしくは備品類の設置目的またはイベントの実施目的にふさわしい愛称としてください。
- ② 滋賀県広告等事業実施要綱（別紙1）第5条第1項各号および各施設等において定める広告設置基準の該当条項に該当すると認められる愛称の付与は、認められません。
- ③ 商標権のある名称を命名しようとする場合は、権利者からの許諾が得られることを条件とします。

- ④ 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできないものとします。
- ⑤ 今回募集する名称は、施設等の愛称であることから、条例で定める施設の名称の改正は行いません。また、愛称が定着するまでの間、条例上の名称を併記させていただくことがあります。

(5) ネーミングライツパートナー特典

- ① ネーミングライツパートナーは、当該施設等に企業名や商品名等を付した愛称を命名することができます。
- ② その他ネーミングライツパートナーに付与する特典について、応募者からの提案を可能とし、別途協議の上、決定するものとします。提案内容によっては、ご希望に添えない場合があります。

3. 応募資格

- (1) 県有施設等のネーミングライツパートナーとしてふさわしい法人その他の団体もしくはそれらにより構成されたグループ（以下、「法人等」という。）であって、次の各号に該当しない法人等に限ります。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、県における一般競争入札の参加を制限されている法人等
- ② 滋賀県から入札参加停止措置を受けている法人等
- ③ 直近の 1 年間に国税または地方税を滞納している法人等
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく更生または再生手続きを行っている法人等
- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団または暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有する法人等、役員等に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人等および暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している法人等
- ⑥ 滋賀県広告等事業実施要綱第 5 条第 2 項各号および各施設等において定める広告設置基準の該当条項に該当する法人等

- (2) グループで応募する場合は、次の事項に留意してください。

- ① グループを構成するすべての法人その他の団体が応募資格を有すること
- ② グループを代表する法人または団体を定めること
- ③ 単独で応募した法人または団体は、グループの構成員になることはできないこと
- ④ 複数のグループにおいて同時に構成員になることはできないこと

- (3) 広告代理店を通じた応募も可能ですが、その場合、委任状（様式 2）を併せて提出してください。なお、県から広告代理店に対して手数料を支払うものではありません。

4. 応募手続

(1) 募集期間

随時受け付けます。

※ただし、提案書（様式1）の提出があった日（郵送の場合は消印日、電子メールの場合は受信日）をもって当該施設等に関する申込書の受付を一旦停止し、当該応募について審査します。受付停止期間中の当該施設等に対する応募は、受け付けません。なお、当該提案が失格となる等、ネーミングライツパートナーが選定されなかった場合は、受付を再開します。

(2) 事前相談

提案にあたっての事前相談は、総務部行政経営推進課において随時受け付けます。相談方法は、自由です。なお、事前相談は、応募の必須条件ではありません。

(3) 提出書類

総務部行政経営推進課あて、以下の書類を、持参、郵送または電子メールにより提出してください。

- ① 提案型ネーミングライツパートナー提案書（様式1）
 - ② 委任状（様式2） ※代理人が応募する場合
 - ③ 誓約書（様式3）
 - ④ 法人役員名簿
 - ⑤ 地域貢献や当該施設等の振興等に対する考え方、活動実績および今後の計画（様式4）
※グループ応募の場合は、構成する全ての法人その他団体について提出してください。
- 必要に応じて、その他の確認書類の提出をお願いする場合があります。

5. ネーミングライツパートナーの選定方法等

- ① 別途設置する選定委員会において、応募資格、愛称案、ネーミングライツ料、経営の安定性、地域貢献等を総合的に審査し、ネーミングライツパートナーとしてふさわしいと判断した場合、候補者として選定します。その後、選定された候補者と契約内容について協議を行い、合意に至った場合、契約を締結します。
- ② 同一の施設等について、同日に複数の応募があった場合は、全応募者について審査を行い、候補者およびその順位を決定します。なお、この場合の協議は、先順位候補者から順次行いますが、合意の可能性がないと県が判断した場合は、当該候補者との協議を打ち切り、次順位の候補者と契約内容について協議を行うものとします。
- ③ 提案施設等をネーミングライツの導入対象でないと判断した場合は、ネーミングライツパートナーの候補者を選定しません。ネーミングライツの導入の妥当性の判断にあたっては、必要に応じて、県民意見の聴取等を行うこととします。
- ④ 選定委員会の結果は、応募者全員に文書で通知します。

6. 契約

- ① 決定したネーミングライツパートナーの名称および所在地、決定した愛称、ネーミングライツ料等を公表します。

- ② ネーミングライツ料の納入時期等、契約の詳細については、協議の上、決定します。
- ③ ネーミングライツパートナーの決定後に、ネーミングライツパートナーが「3. 応募資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、または社会的信用を著しく損なうなどネーミングライツパートナーとしてふさわしくないと認められるときは、県は、ネーミングライツパートナーの取消または契約の解除をすることができるものとします。

7. 愛称の表示等

(1) 表示箇所等

- ① 施設の愛称の表示が可能なものは、施設入口の看板、施設敷地内の案内板、印刷物（パンフレット、ポスター、チラシ等）、施設のホームページ等とし、別途協議の上、決定することとします。また、備品類やイベントの愛称の表示が可能なものは、別途協議の上、決定することとします。
- ② 施工の範囲、実施時期および内容については県および関係機関と協議の上決定します。なお、屋外に設置する看板等の広告物については、施設等が所在する市町によって、当該市町または県の屋外広告物条例による規制がかかるため、デザイン案を作成した段階で相談願います。
- ③ 印刷物については、原則、新規作成物からの表示とします。
- ④ ネーミングライツパートナーが周辺の道路標識等における表示変更を希望する場合は、県および関係機関と協議の上、変更可能なものについて変更することとします。

(2) 愛称の普及・定着

- ① ネーミングライツパートナー決定後は、速やかに、報道機関への資料配布、ホームページ等を通じて発表します。
- ② 県は、愛称の普及・定着を図るため、県の各種広報において愛称を使用するとともに、施設管理者やメディア、県内市町等に対し、愛称の使用を働きかけます。

(3) 愛称表示に伴う費用負担等

- ① 名称変更に伴う看板、案内板等の表示変更、新設および原状回復は、ネーミングライツパートナーが施工することとし、それに要する費用は、ネーミングライツ料とは別に、ネーミングライツパートナーの負担とします。
- ② 周辺の道路標識等の表示変更および原状回復に要する費用は、ネーミングライツパートナーの負担とし、実施方法等については、別途協議の上、決定します。
- ③ 印刷物の変更・作成に要する費用は作成者、施設のホームページの変更に要する費用はホームページの管理者がそれぞれ負担することとします。

8. その他留意事項

- (1) 応募および契約締結にかかる費用は、すべて応募者の負担とします。
- (2) 提出書類等は、県民や関係機関等から意見を聴取する目的でも使用することがあります。また、提出書類等は返却いたしません。

9. 問い合わせ先・申込書提出先

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県総務部行政経営推進課（県庁本館3階） ※施設等を所管する所属経由でも可

電 話：077-528-3298（直通） F A X：077-528-4827

E-mail：shigaouen@pref.shiga.lg.jp

※問い合わせ時間および持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の
午前9時から午後5時までとします。

(別紙1)

滋賀県広告等事業実施要綱（抜粋）

（広告等の範囲）

第5条 対象とする広告等は、次の各号のいずれかに該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するものまたはそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するものまたはそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるものまたはそのおそれがあるもの
- (4) 政治性または宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張にあたるもの
- (6) 誇大または虚偽であるもの
- (7) 不当な比較またはひぼう中傷となるもの
- (8) 県が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (9) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (10) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- (11) 青少年の健全育成にとって有害であるものまたはそのおそれがあるもの
- (12) 内容および責任の所在が不明瞭なもの
- (13) その他、広告等として不相当であると実施部局長が認めるもの

2 次の各号に定める業種または事業者の広告等は、取り扱わないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により、風俗営業と規定される業種
- (2) 消費者金融
- (3) たばこに係るもの
- (4) ギャンブル（宝くじを除く。）に係るもの（びわこモーターボート競走場の施設におけるものを除く。）
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- (6) 各種法令に違反しているもの
- (7) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (8) 社会問題を起こしている業種や事業者
- (9) その他実施部局長が適当でないと認めるもの

3 前2項に定めるもののほか、広告等の範囲に関し必要な基準は、実施部局長が別に定める。

(様式1)

令和 年 月 日

滋賀県知事 様

提案者 法人名
所在地
代表者名
担当者 氏名
所属部署名
電話番号

(上記代理人)※代理人の場合も担当者の氏名・所属部署名・電話番号を記載してください
法人名
所在地
代表者名

提案型ネーミングライツパートナー提案書

下記のとおり提案します。

対象施設等	
愛称(案)	(ふりがな)
愛称(案)の提案理由 (愛称(案)に対する考え方等)	
ネーミングライツ料	年額 円 (消費税および地方消費税含む)
契約期間	年 月 日から 年 月 日まで
ネーミングライツパートナー特典に係る提案	
応募理由 (期待される効果等)	

応募形態	単独	グループ	グループ応募で代表企業または団体の場合、右欄に○を記載
業種			
業務内容			
担当	担当者役職・氏名		
	部署		
	連絡先	電話番号： E-mail：	FAX：

〈添付書類〉

- 委任状 (様式2) ※代理人が申し込む場合
- 会社や団体の概要など事業や活動内容がわかるもの
- 誓約書 (様式3)
- 地域貢献や地域振興等に対する考え方、活動実績および今後の計画 (様式4)

(様式2)

委 任 状

令和 年 月 日

滋賀県知事 様

(委 任 者)

法 人 名

所 在 地

代表者名

担当者 氏名

所属部署名

電話番号

私は、下記の者を代理人と認め、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間、滋賀県有施設等ネーミングライツに関する次の事項について権限を委任します。

1 受任者（代理人）

法 人 名

所 在 地

代表者名

2 委任事項

(様式3)

誓 約 書

令和 年 月 日

滋賀県知事 様

申込者 法 人 名
所 在 地
代表者名
担当者 氏名
所属部署名
電話番号

滋賀県有施設等ネーミングライツパートナーの応募にあたり、下記事項について誓約します。
これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、下記4につき貴県が必要と判断する場合は、貴県が滋賀県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 滋賀県有施設等ネーミングライツパートナーの応募資格要件をすべて満たしています。
- 2 提出した書類に虚偽または不正はありません。
- 3 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税および地方消費税の未納はありません。
- 4 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 5 4の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人ではありません。

(様式4)

地域貢献や地域振興等に対する考え方、活動実績および今後の計画

ネーミングライツパートナー選定の資料とさせていただきますので、地域貢献や地域振興等に対する考え方、これまでの活動実績、今後の計画などをご記入ください。

※詳細がわかる資料等があれば添付してください。

滋賀県総務部行政経営推進課 あて
F A X 077-528-4827
E-mail shigaouen@pref.shiga.lg.jp

滋賀県有施設等ネーミングライツパートナー募集に係る質問票

令和 年 月 日

連 絡 先		質 問 内 容	
		法 人 名	
		所 在 地	
		担 当 部 署	
		担 当 者 氏 名	
		電 話 番 号	
		F A X	
E - m a i l			